



6 生環第 195 号
令和 6 年 12 月 4 日

東御市環境審議会
会 長 宮原 則子 様

東御市長 花岡 利夫



第三次東御市合理化事業計画（素案）について（諮問）

東御市環境をよくする条例第 47 条の規定により、次のとおり諮問します。

「第三次東御市合理化事業計画」を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

市では、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する特別措置法」に係る第二次東御市合理化事業計画に基づき、し尿、浄化槽汚泥の適正な処理を確保するとともに、その業務に携わる業者への支援策を講じ市政を進めてまいりました。

この度、第二次東御市合理化事業計画の計画期間満了に伴い、現在の下水道の普及状況及びし尿等の処理状況を鑑み、令和 7 年度を初年度とする第三次東御市合理化事業計画（令和 7 年度～令和 16 年度）を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。